

平成16年(行ウ)第20号 八ツ場ダム費用支出差止請求住民訴訟事件

原告 柏村忠志 外20名

被告 茨城県知事 外1名

### 証拠説明書

(甲46~67)

2009年(平成21年)1月21日

水戸地方裁判所 民事第2部 御中

上記原告ら訴訟代理人

弁護士 谷 萩 陽 一  
外

証拠番号	証拠の標目	作成者	作成年月日	立証趣旨など	備考
甲46	「はんれい最前線水道行政は水物？」 『判例自治』 259号 5頁～11頁 抜粋	株式会社 ぎょうせい		相模川水系建設事業費支出差止等請求事件(横浜地裁平成13年2月28日判決)について、被告訴訟代理人である伴義聖弁護士が解説したもの。 本判決について、企業団の事業計画当初の水需要予測については裁量の範囲内としているが、その後水需要の予測値と実績値の間に見て相当の乖離が出てきた場合には、当該水需要予測を再検討すべき義務が生じるとしているとして理解した上で、この判断を敷衍すれば、長期的な需要予測等に基づいて計画的に行う公共事業について、適切な分析に基づいて計画的に策定しなかった場合、あるいは計画実施後検証を繰り返して適切	写し

				に事業計画の見直しをせず、漫然と当初計画どおりに事業を進めてきた場合には、事業費支出が違法と判断される可能性が高いことになると解説している（11頁）。	
甲 47	「日本の多目的ダム」 抜粋（69～79頁）	建設省河川局	H2.9.25	多目的ダムに関する法制について	写し
甲 48	ハッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（照会）	国土交通大臣 石原伸晃	H15.11.11.	ハッ場ダム建設計画について平成15年に一部変更をした際の変更内容及びその変更について茨城県知事に意見を求めたもの。	写し
甲 49	「水道ビジョン」抜粋	厚生労働省健康局	H16.6	有効率の目標値を大規模事業者は98%以上、中小規模事業者は95%としていること。	写し
甲 50	地域水道ビジョンについて	厚生労働省	H20.12	甲49の大規模事業者は給水人口10万人以上の水道事業者を指すこと（6頁）。	写し
甲 51	厚生省生衛第332号	厚生大臣 菅直人	H8.3.29	ハッ場ダムに水源を予定している茨城県南広域水道用水供給事業における最新の水需給計画の内容。	写し
甲 52	水計指令第9号	茨城県知事 竹内藤男	H2.3.31	ハッ場ダムに水源を予定している茨城県西広域水道用水供給事業が、水需要予測を行っていないこと。	写し
甲 53	共同通信ニュース速報	共同通信社	02.2.5	総務省が工業用水道の余剰水利権の転用促進制度を作ったこと。	写し

甲 54	行政文書開示 決定通知書	茨城県公 営企業管 理者	H20.5.2 0	平成 15 年 3 月に茨城県工業用 水道の霞ヶ浦開発の水利権 1.88m <sup>3</sup> /秒を茨城県水道に転用したとき の経過、手続き、補助金処理等を 示す 7 通の文書（公文書開示請求 により取得したもの）及びその内 容。	写し
甲 55 の 1	新聞記事 （「霞ヶ浦」 を加え住民監 査請求へ）	毎日新聞	H8.3.1	茨城県が、工業用水について、 一部を工業用水の特別会計ではな く一般会計で負担したため、住民 監査請求が起こされたこと。	写し
甲 55 の 2	新聞記事 （「霞ヶ浦」 が知事相手に 住民監査請 求）	東京新聞	1996.3. 4	同上	
甲 56	ソニー株式会 社へ、熊本工 場（菊陽町） 進出につい て、環境負荷 を確認する公 開質問（2001 年 3 月）と、 それに対する 回答書（2001 年 5 月 1 日）。	環境ネッ トワーク くまもと 水環境 会議熊本 （質問書 2001 年 3 月）  ソニーセ ミコンダ クタ九州 株式会社 （回答書 2001 年 5	2001.3 2001.5	半導体工場では、リサイクル率 が高く、水源として必要な量はせ いぜい数千 m <sup>3</sup> /日程度であること。	写し

		月 1 日 )			
甲 57	霞ヶ浦用水地区年次別通水面積調書	霞ヶ浦用水土地改良区	2009.1.16	霞ヶ浦の用水地区において通水面積が年々増加してきたこと。	写し
甲 58	霞ヶ浦開発施設に関する施設管理規程の変更について (協議) (水道用水、工業用水の2通あり)	水資源開発公団	H15.1.22	霞ヶ浦開発における県営水道、県営工業用水道の権利設定者(茨城県の水道用水、工業用水に係る費用負担者)が、特定多目的ダム法のダム使用権設定者と同じく、茨城県であること。	写し
甲 59	随意契約結果及び契約の内容	国交省	H20	国交省が常陸川水門に魚道を設置する工事を行っているが、その魚道の予定水量は呼び水水路の水量を合わせても 1 m <sup>3</sup> /秒程度に過ぎないこと。	写し
甲 60	行政文書不開示決定通知書	茨城県知事 橋本昌	H21.1.9	嶋津が、魚道完成後に、茨城県の保有水源を魚道通過水量に使用するため、茨城県が関係機関と協議を行ってきた文書を請求したところ、「当該文書については、存在しない」との理由で不開示になったこと。	写し
甲 61	国土審議会水資源開発分科会議事次第	国土審議会	H19.12.13	霞ヶ浦開発においては、2 / 20 湯水年(10年に1回の湯水年)の供給可能量は 100 % (減少率がゼロ)となっていること(8枚目の表)。	写し
甲 62	日経 BPnet からの記事	日本経済新聞社	2008.12.9	伊藤ハムの地下水汚染事故が、地下水そのものがシアン化合物を含んでいたのではなく、工場で塩素の添加量が不十分であったために生じたものであること。	写し

甲 63	平成 18 年度 全国の地盤沈 下地域の概況	環境省 水・大気 環境局	H19.11	全国の地盤沈下地域の数及び面積が年間 2 cm 以上と年間 4 cm 以上で整理されており、環境省が問題視している地盤沈下は 2 cm 以上であること。	写し
甲 64	平成 19 年版 環境白書	茨城県	H19	平成 18 年度に 2 cm 以上沈下した面積が 0 であること。	写し
甲 65	全国地盤環境 情報ディレク トリーー茨城 県	環境省	H18	茨城県において平成 17 年度において地盤沈下による被害は確認されていないこと。	写し
甲 66	地下水の採取 規制について	茨城県企 画部水・ 土地計画 課	同上	茨城県の地下水採取の規制対象になるのが、水道用、工業用ではポンプの吐出口断面積が 50 c m <sup>2</sup> を超える井戸、農業用では 125 c m <sup>2</sup> を超える井戸であること。	写し
甲 67	FAX 送信用 紙 平成 18 年度 関東平野北部 地下水採取量 (保全地域) について(回 答)	国土交通 省 土地・水 資源局水 資源部水 資源政策 課地下水 係	H20.8.5	茨城県の年間地下水採取量の割合は、工業用水 22 %、水道用水 17 % であり、農業用水 59 % が圧倒的に大きいこと。	写し